

# 8月のお知らせ

お問い合わせ先に各課の直通番号を記載しています。役場代表のお問い合わせ先はこちらです。  
 ■瀬戸内町役場代表  
**☎ 72 - 1111**  
 ※なお、平日の17時15分以降や休日は、宿直室につながります。



**■お問い合わせ先** 水産観光課世界自然遺産せとうち町対策室 **☎ 0997 - 72 - 1115**

5月29日(月)に、ヤドリ浜キャンプ場にて、特定外来生物であるボタンウキクサの除去作業を実施しました。作業には環境省の職員と本町役場職員が参加し、約50kgのボタンウキクサを除去することができました。今後、定期的なモニタリングを実施し、ボタンウキクサの根絶をめざしたいと思います！



**■特定外来生物**  
 地域の自然環境や人に対して、特に被害を及ぼす恐れが高い種のことです。外来生物法により飼育、持ち運び、放流等が厳しく禁じられています。

**■ボタンウキクサ**  
 かつては水槽用の水草として広く流通していましたが、その成長速度により在来植物の生態系に大きな影響を与えるため、根絶をめざして計画的な作業を実施しています。

**「世界自然遺産の島」**  
**奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島**  
**特定外来生物ボタンウキクサの除去作業を行いました！**  
**vol.100**

**催し**

**国土交通大臣杯  
 第14回全国離島交流中学生野球大会開催**

奄美群島日本復帰70周年記念事業として、全国離島交流中学生野球大会（通称…離島甲子園）が奄美市の奄美川商球場を主会場に、8月21日(月)～8月25日(金)の日程で開催されます。離島甲子園は、「まさかり投法」により通算2ー5勝、プロ野球界の往年の大エース村田兆治氏によって提唱された大会で、地理的環境から島外との交流機会の少ない全国の離島中学生が一堂に会し、野球を通じて「島」と「島」の交流を図る大会です。

瀬戸内町では、清水公園において8月22日(火)、23日(水)の2日間熱戦が繰り広げられ、瀬戸内町選抜チームも出場します。町民の皆さん、中学球児への熱い声援をよろしくお願いします。

**■お問い合わせ先** 企画課企画振興係 **☎ 0997 - 72 - 1112**

大会公式  
 ホームページ  
 はこちらから



**■瀬戸内町清水公園での試合日程(他会場については大会公式ホームページをご覧ください。)**

日にち	試合開始時間	対戦チーム
8月22日(火)	①午前9時～	隠岐の島あんやらず対南種子町立南種子中学校
	②午前10時50分～	徳之島選抜対佐渡市中学校選抜チーム
	③午前12時40分～	<b>瀬戸内町選抜</b> 対①の勝利チーム
	④午後2時30分～	②の勝利チーム対五島バラモン
8月23日(水)	①午前9時～	他の3会場(奄美市、龍郷町、宇検村)にて22日に行われた試合の敗退チームによる試合実施。 <b>瀬戸内町選抜</b> は、22日の試合結果により龍郷町または宇検村にて試合出場となります。
	②午前10時50分～	
	③午前12時40分～	
	④午後2時30分～	

■お問い合わせ先 瀬戸内町みなと祭り協賛会事務局（水産観光課観光振興係内）  
☎0997-72-1115



「奄美群島日本復帰70周年記念第43回瀬戸内町みなと祭り」が来る8月19日(土)〜20日(日)の2日間にわたり、盛大に開催されます。多くの町民の皆さんのご参加・ご協力のもとに実施される本町みなと祭りも、今年で43回目を迎え、開催を重ねるごとに盛況かつ充実した行事として位置づけがなされており、みなと祭り協賛会としても喜ばしい限りです。久々のみなと祭りに向けて、地域の皆さんと一緒に盛り上げてまいりましょう！

催し

令和5年度  
『第43回瀬戸内町みなと祭り』  
の実施について

■みなと祭り日程

日にち	時間	プログラム
8月19日(土)	午前9時～	相撲大会
	午後4時～	市中パレード(御輿の部⇒踊りの部) ※それぞれ市街地を1周次第終了予定
	午後6時30分～	歌謡・島唄大会
8月20日(日)	午前9時～	海上パレード
	午前10時～	舟こぎ競争大会
	午後6時10分～	八月踊り大会
	午後8時30分～	花火大会



■お問い合わせ先 加計呂麻島ハーフマラソン事務局（水産観光課観光振興係内）  
☎0997-72-1115



今年11月に開催を予定していましたが『2023加計呂麻島ハーフマラソン』は、加計呂麻島ターミナル施設(仮称)の建設に伴い会場を確保することが難しい点や、参加される皆さんの安全性確保を第一に考え、中止することが決定しました。大会を楽しみにされていた皆さん、誠に申し訳ありません。また来年2024大会で皆さんにお会いできるよう事務局一同準備を進めてまいりますので、ご理解をよろしく願います。

お知らせ

2023加計呂麻島  
ハーフマラソンの  
中止について

■お問い合わせ先 鹿児島地方法務局 人権擁護課 ☎099-259-0684

鹿児島県人権擁護委員連合会  
鹿児島地方法務局  
鹿児島地方方法務局  
全国共通・無料  
0120-0007-110  
電話番号「子どもの人権110番」

平日…午前8時30分～午後7時  
土日…午前10時～午後5時  
(26日(土)・27日(日)は福岡法務局・福岡人権擁護委員協議会において対応します。)

【期間】8月23日(水)～8月29日(火)  
【時間】  
罰、虐待など内容は問いません。  
相談には法務局職員または人権擁護委員が応じ、秘密は厳守されます。  
子どもの人権相談」強化週間を実施します。相談内容は、いじめ、体罰、虐待など内容は問いません。  
て、左記のとおり専用相談電話「子どもの人権相談」強化週間を実施します。相談内容は、いじめ、体罰、虐待など内容は問いません。  
ら、これらの子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るための人権相談活動を強化することを目的として、

お知らせ

全国一斉  
「子どもの人権相談」  
強化週間のお知らせ

募集

令和5年度集落等支援対策強化事業  
(旧地域提案型事業)の追加募集

企画課では、瀬戸内町長期振興計画に掲げる「ひとが輝く夢と希望に満ちた魅力あるシマ」を基本理念とし、住民参画と協働により、「安全・安心で快適に暮らせるシマづくり」等を推進する活動(事業)に対し、補助金を交付します。

■補助対象者

瀬戸内町内の集落や自治会、公的・公共的団体

■補助事業メニュー

【住民参加型事業】

集落内の美化緑化作業、高齢者見守り・子育て支援など支え合い活動、文化芸能等伝承活動に資する事業に補助する。  
上限30万円

【空き家活用事業】

集落内にある空き家を改修し、移住希望者に移住体験住宅や民泊施設を提供することにより、定住促進と集落の活性化を図る仕組みを作る事業に補助する。

上限130万円

■必要書類

申請書類については、町ホームページからダウンロードおよび企画課へお問い合わせください。

■申込期限

8月25日(金)必着

■提出先

企画課企画振興係

町ホームページはこちら



お知らせ

8月は国保税の滞納整理強化月間です

8月は「鹿児島県下一斉国保税滞納整理強化月間」です。本町では、この強化月間に合わせて次の取り組みを行います。

- ①夜間納税受付・納税相談(毎週水曜日、午後5時30分～午後7時)
- ②広報車による広報
- ③夜間特別徴収

国保税は、国保制度を支える貴重な財源ですので、納期内納付へのご理解・ご協力をお願いします。

■口座振替にしてみませんか!

納期限日に指定の預貯金口座から自動的に振替ができます。納付忘れや納付のためにわざわざ金融機関等へ出かける手間を省くことができますので、ぜひご利用ください。

■滞納すると...

国保税が未納になっており、再三の警告にも応じていただけない場合は、国保税の負担の公平性を確保する観点から、財産の差押え等の滞納処分を行う場合があります。また、特別な理由がなく滞納が続くと、通常の保険証よりも有効期限の短い「短期被保険者証」の発行や医療機関での受診の際に一時的に窓口で全額自己負担(10割負担)していただく「被保険者資格証明書」が交付されます。

■納付が困難な場合はお早めに相談ください

災害、失業、病気などのやむを得ない事情で国保税を納期限までに納めることができない場合は、お早めに税務課へご相談ください。

お知らせ

歯周疾患検診のお知らせ

今年40歳・50歳・60歳・70歳になる節目の方(昭和58年生・48年生・38年生・28年生)を対象にハガキを送付します。

■実施期間

令和6年2月末まで

■場所

町内歯科医院(ア歯科・せき歯科・登山歯科・まちだ歯科)

■金額 無料

歯周病は、歯を失う原因の第1位であり、全身の健康をおびやかす病気です(脳梗塞、狭心症、糖尿病等)。歯周病の予防には歯みがきや糸ようじの使用以外に、歯科医院で定期検診を受けることが大切です。ぜひこの機会に検診を受けましょう。

■歯周病セルフチェック

- 歯ぐきが赤色
- 歯ぐきが腫れている
- 歯を磨くと出血する
- お口の中がネバネバする
- 歯が長くなったように感じる
- 口臭がある

☆一つでも当てはまったら、

歯科医院へご相談を☆

今こそ、歯科対策!



■お問い合わせ先 企画課企画振興係 ☎0997-72-1112

■お問い合わせ先 税務課収納係 ☎0997-72-1117

■お問い合わせ先 保健福祉課保健予防係 ☎0997-72-1122

■お問い合わせ先 内閣府重要土地等調査法コールセンター ☎0570-001-125  
(平日午前9時30分～午後5時30分)

お知らせ

防衛関係施設等に係る区域指定の  
法制度について

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」

か、内閣府のコールセンターまでお問い合わせください。

■特別注視区域

に基づき、防衛関係施設等の周囲おおむね1,000mの区域内及び国境離島等の区域内の区域を「注視区域」「特別注視区域」として指定するこ

ととされていますが、7月12日に瀬戸内町内の一部の区域を指定し、8月15日に施行する予定です。施行日後においては、指定された区域内の土地・建物で防衛関係施設等の機能を阻害する行為が行われていないか内閣府が調査を行うほか、「特別注視区域」内において面積が200㎡以上の土地・建物を売買等する際には事前の届出が必要になります。

■注視区域

古仁屋海上保安署を中心とした周囲おおむね1,000メートル及び奄美大島の曾津高崎、木山島（近接する諸島の一部含む）、ジャナレ島（近接する諸島の一部含む）、与路島のナブリウ崎、三八岩穴の周辺の区域

中心とした周囲おおむね1,000メートル及び奄美大島の曾津高崎、木山島（近接する諸島の一部含む）、ジャナレ島（近接する諸島の一部含む）、与路島のナブリウ崎、三八岩穴の周辺の区域

詳しくは内閣府のホームページをご参照いただきます。

「内閣府 重要土地」  
で検索、または  
こちらから



お知らせ

農業用廃プラスチック類回収のお知らせ

令和5年度（第1回目）の廃プラスチック類回収を次のとおり行います。

回収日には必ず印鑑をご持参ください。

■日時（本島地区）

8月17日（木）

午前9時～午後4時

※加計呂麻地区は11月に回収します。

■場所

JAあまみ大島事業本部瀬戸内支所（選果場）

■料金

1kgあたり60円

■回収種類

①塩化ビニール（ビニールハウス等で使用、透明）

②農ポリ（ビニールハウス、マルチ、トンネル等で使用、ゴミ袋のような素材もある）

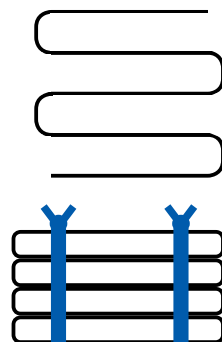
③その他（堆肥袋、ハウスバンド、ビニール紐、ネット、不織布）

④農薬容器

■基本的な結束方法

ビニール、ポリ、シート、

あみ類その他プラスチック類はすべてつづら折り（長さ80cm、幅30cm）で2か所結束をお願いします。



■注意事項

①搬入の際、分別や梱包が適切でない場合は、そのまま持ち帰っていただくか、またはその場で分別、梱包をやり直していただきます。

②土や砂など付着物をできるだけ除去し、異物が混入しないようお願いいたします。（水、土、砂などをきれいに落とすことで重量が減り、料金の軽減につながります。）

③農薬容器については、ラベル・キャップが付いたままの状態、袋の中で混ざっている状態、容器をきれいに洗浄していない場合は、引き取ることができませんのでご注意ください。（キャップと容器は別々に透明の袋に入れてください。）

※農家の皆さんが排出する使用済み農業用廃プラスチックは産業廃棄物であり、**使用者自らの責任で、適正処理することが義務付けられています。**

※自分の農地や家で焼いたり、埋めたり、山林などに捨てることは、法律によって禁止されています。

(1) 野焼きをした者…5年以下の懲役もしくは1,000万以下の罰金、またはこれを併科

(2) 不法投棄をした者…5年以下の懲役もしくは1,000万以下の罰金、またはこれを併科

(3) 農薬容器については、ラベル・キャップが付いたままの状態、袋の中で混ざっている状態、容器をきれいに洗浄していない場合は、引き取ることができませんのでご注意ください。（キャップと容器は別々に透明の袋に入れてください。）

※農家の皆さんが排出する使用済み農業用廃プラスチックは産業廃棄物であり、**使用者自らの責任で、適正処理することが義務付けられています。**

※自分の農地や家で焼いたり、埋めたり、山林などに捨てることは、法律によって禁止されています。

(1) 野焼きをした者…5年以下の懲役もしくは1,000万以下の罰金、またはこれを併科

(2) 不法投棄をした者…5年以下の懲役もしくは1,000万以下の罰金、またはこれを併科

(3) 農薬容器については、ラベル・キャップが付いたままの状態、袋の中で混ざっている状態、容器をきれいに洗浄していない場合は、引き取ることができませんのでご注意ください。（キャップと容器は別々に透明の袋に入れてください。）

（法人に対しては3億円以下の罰金）

お知らせ

農薬適正使用推進期間  
について

農薬の飛散防止対策など、農薬の適正な使用を重点的に推進するため、農薬の使用機会が多い6月から9月までを「農薬適正使用推進期間」として設定しています。

次の事項に注意して農薬の使用をお願いします。

- ① 適期・適正な防除の推進
- ② 農薬使用基準の遵守
- ③ 農薬の飛散防止
- ④ 散布作業者の安全確保
- ⑤ 周辺環境への配慮（ほ場周辺の宅地や畜舎、養蜂、魚介類などに危害を及ぼさないように、また、河川等を汚染しないように十分に注意して使用する）

農林課農政係 ☎ 0997 - 72 - 1174

■お問い合わせ先

⑥ 農薬の適正な管理等（農薬は飲食品の空容器等へ移し替えたりせず、施錠できる保管庫等で厳重に管理すること。また、空容器等については、8月と11月の「農業用廃プラスチック回収日」に処理するようお願いいたします。）

お知らせ

夏季における年次有給休暇の  
取得促進について

事業主の皆様へ  
年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この夏導入をご検討ください。

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎ 099 - 223 - 8239

■お問い合わせ先

働き方・休み方改善  
ポータルサイト



年次有給休暇取得  
促進特設サイト



催し

かごしま国体・かごしま大会に伴う炬火リレー開催

今年10月開催のかごしま国体・かごしま大会に伴い、瀬戸内町でも炬火リレーを実施します。町内のスポーツ少年団に所属する総勢154人が14人1組11区間で炬火や大会旗を繋ぎますので、沿道からのご声援やランナーの安全確保にご協力ください。

■日にち 8月2日(水)

■時間・コース

- ・10時、伊子茂集落出発
- ・10時32分、瀬相港着
- ・11時（予定）、大湊緑地公園にて出発式典
- ・11時30分、大湊緑地公園出発
- ↓ニシナ電器右折↓古仁屋郵便局前左折



・11時36分、国道58号を阿木名方面へ進行

・12時28分、阿木名小中学校前広場着、終了

■交通規制  
当日、炬火ランナーが通過する時間帯に、交通規制を行います。通行の際はランナーの妨げにならないようご理解・ご協力をお願いします。特に、国道（古仁屋小学校前）阿木名小中学校前を走行する11時40分〜12時20分頃までは、炬火の中継地点を除き、追い越しができない場合があります。

※トンネル内は車で移動します。  
※時間は予定であり、多少変更となる場合があります。

社会教育課生涯学習係 ☎ 0997 - 72 - 2905

■お問い合わせ先

# 救急ニュース！！



水難事故に注意しましょう!!!  
子どもは10cmの水深でも溺れる可能性が!

子どもは静かに溺れます!!

実際は静かに溺れます。  
声も出しません。  
誰も気付けないです。

溺れたら騒いだり  
暴れたりはいけません。  
それは映画の中の話。



これを  
本能的溺水反応  
といいます。

大人が必ず  
見ていきましょう!!

子どもの不慮の事故で2番目  
に多いのが溺水です!!

瀬戸内消防分署では救急講習会で命を救う知識、技術を教えています。

興味がある方はぜひお問い合わせください。

日本全国AEDマップの活用を!



←この二次元コードを  
読み取ると、旅先でも  
AEDの設置場所がわかります。

お問い合わせ先

TEL : 0997-72-1190

FAX : 0997-72-1192

瀬戸内消防分署救急係

■お問い合わせ先 瀬戸内町緊急支援給付金コールセンター窓口（受付時間：平日午前9時～午後4時）  
☎ 0997 - 72 - 0124 / ☎ 0997 - 72 - 1068



## 住民税非課税世帯等の皆さまへ

# 電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税非課税世帯や令和5年1月から8月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

### 給付金の支給時期

役場が確認書(または申請書)を**受理した日から4週間後**が目安です。

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和5年1月～8月の収入が  
減少し**「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

#### 対象者には役場から、確認書が届きます（要返送）

※一部申請が必要な場合があります  
【申請書】瀬戸内町役場ホームページからダウンロード。  
該当者には、瀬戸内町役場から確認書が送付されます。

詳しくは次ページ「I」へ

#### 申請が必要です

申請期間：令和5年9月1日（金）  
～令和5年10月31日（火）

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書】瀬戸内町役場保健福祉課窓口

詳しくは次ページ「II」へ

## 給付金の支給手続き

### I 令和5年度住民税が非課税の世帯

**世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合**

- 対象となる世帯には、役場から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、役場に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養の世帯ではないこと



**世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合**

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に役場保健福祉課の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



### II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から8月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税非課税水準以下であることを指します。

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに瀬戸内町保健福祉課窓口へ、直接ご提出ください。

**！ 収入が減少することを、あらかじめ解って、月の収入減少として申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。**



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署にご連絡ください。

■お問い合わせ先 商工交通課商工交通係 ☎0997-72-0640

**お知らせ 食品ロスにしない備蓄のすすめ「ふだん使いでカンタン備蓄」**

ふだん食べている食品を少し多めに買い置きして、食べたその分を買い足していく。この方法は、備える→食べる→買い足すことを繰り返しながら、食品を貯蔵していくので、ローリングストック法と呼ばれています。特別なものを買わずに、簡単に備蓄することができます。また、賞味期限切れて廃棄してしまう食品ロスを防ぐことにもなります。



■お問い合わせ先 財産管理課地籍調査係 ☎0997-72-1196

**お知らせ 登記名義人および相続人等の情報提供**

令和5年度の地籍調査実施地区で、表中の登記名義人および相続人等の消息が不明なため、広く情報提供を求めます。関係者の消息情報をお持ちの方は、些細なことでも構いませんのでご連絡をお願いします。

大字	小字	地番	登記名義人	地目	面積
古仁屋	神田原	515番	福喜義行	畑	195㎡
節子	上山田	678番	時田鍋過	原野	495㎡

■お問い合わせ先 町民生活課児童母子係 ☎0997-72-1060

**お知らせ 児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者の皆様へ重要なお知らせ  
現況届・所得状況届の提出について**

毎年8月は、現況届（児童扶養手当）・所得状況届（特別児童扶養手当）の提出が必要です。届出のないときは、支給が遅れる場合がありますので、8月中の提出をお願いします。

**■提出の際に必要なもの**

瀬戸内町からの通知書・受給者証書・印鑑・その他必要書類 ※対象者には案内を送付します。

**■制度のご案内**

**児童扶養手当**

ひとり親、および父または母が身体などに重度の障害がある児童の母または父、あるいは父母にかわってその児童を養育している方に対して支給される手当です。

※「児童」とは18歳に達する日以後、最初の3月31日までをいいます。また、心身におおむね中度以上の障害がある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

▽児童扶養手当の支給額（令和5年4月～）

児童1人のとき：月額44,140円（一部支給のとき44,130円～10,410円）

児童2人のとき：10,420円（一部支給のとき10,410円～5,210円）を加算

児童3人目以降：1人につき6,250円（一部支給のとき6,240円～3,130円）を加算

**特別児童扶養手当**

20歳未満で、身体または精神に重度または中度以上の障害のある児童を監護している父または母、あるいは父母にかわってその児童を養育している方に対して支給される手当です。

（ただし、児童が、児童福祉施設等に入所している方は該当しません。）

▽手当支給額（令和5年4月～）

1級：月額53,700円、2級：月額35,760円

**ひとり親家庭医療費助成制度**

ひとり親家庭の父または母および児童と父母のない児童を対象に、医科・歯科・眼科・調剤薬局等にて支払った保険診療分の医療費を助成する制度です。

■お問い合わせ先 奄美群島広域事務組合 ☎0997-52-6032

**お知らせ 奄美群島日本復帰70周年ロゴマークが決定しました**

奄美群島日本復帰70周年ロゴマークを使用するためには、商用・非商用を問わず、事前に奄美群島広域事務組合へ申請し、許可を受ける必要があります。使用ガイドラインをご確認のうえ、規定の書類で申請してください。

パターン①



七 日 奄  
十 本 美  
周 復 群  
年 帰 島

パターン②



奄美群島日本復帰  
70周年

奄美群島広域事務組合  
ホームページは  
こちらから



■お問い合わせ先 町民生活課戸籍住民係 ☎ 0997 - 72 - 1060

お知らせ ～受付時間延長～

マイナンバーカード（申請・交付）とマイナポイント（手続きサポート）

■日時 8月4日（金）・8月25日（金）午後5時15分～午後8時  
8月5日（土）・8月26日（土）午前8時30分～正午

■場所 瀬戸内町役場町民生活課戸籍住民係窓口

■手続きに必要なもの

- ・申請の場合… 本人確認書類 ※写真撮影は無料で行います。
- ・交付の場合… ハガキ・本人確認書類
- ・ポイント手続きの場合  
…マイナンバーカード、マイナンバーカードの数字4桁のパスワード（暗証番号）  
キャッシュレス決済サービスID・セキュリティコード  
（事前に取得しておく必要があります。）

※平日の午前8時30分から午後5時15分までの通常開庁時間帯も受け付けています。

※本人確認書類（以下の①書類を1点。ない場合は、②を2点持参）

- ①運転免許証・パスポート・在留カード・無料乗車券 など
- ②健康保険証・年金手帳・医療受給者証・学生証 など

⚠ マイナポイント事業をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意してください。

⚠ マイナポイントの申込みのサポートは、マイナポイント事業ホームページ記載の「マイナポイント手続スポット」でお受けください。

最新の情報は  
マイナポイント事業  
ホームページで！



■お問い合わせ先 保健福祉課保健予防係 ☎ 0997 - 72 - 1122

お知らせ



3歳児むし歯ゼロ賞

3歳児健診における歯科健診において、むし歯がなかった子どもたちを紹介します。

■5月健診

たまこし 玉越 瑚彩ちゃん  
とみた 富田 琥くん  
おおひと 大人 滉誠くん  
きよはら 清原 湊くん  
もとやま 元山 結月ちゃん  
はやひ 早樋 葵ちゃん

■6月健診

やたに 矢谷 玲玖くん  
まつだ 松田 彩陽ちゃん  
おかだ 岡田 翔大くん  
ふじい 藤井 悠士郎くん  
うちだ 内田 恭輔くん  
かじわら 梶原 翠珠ちゃん  
みなみ 南 茉依ちゃん  
あさの 朝野 晴凧くん  
ながやま 永山 音彩ちゃん

子どもの健康な歯のために、永久歯に生え変わる頃まで気をつけてみてあげてください。  
具体的には、グラグラ食べをさせない（食事・おやつのはお茶か水を飲む）、夜の仕上げ磨き、かかりつけ歯科医をもって定期健診とフッ素塗布を受けるなど気にかけて行ってください。ゆくゆくは、子ども自身の「歯を大事にしよう！」という気持ちの芽生えにつながると思います。

■お問い合わせ先 瀬戸内町商工会青年部（木村司法書士事務所） ☎ 0997 - 72 - 3672

お知らせ

司法書士による法律相談会（無料）

瀬戸内町商工会青年部主催の、司法書士による法律相談会（無料）を下記のとおり開催します。

事前に予約されると、優先的にご相談いただけます。

たとえば、相続や遺言について、不動産の名義変更について、老後の資産管理、成年後見制度って何？会社を作りたい。など、様々なお悩みもお気軽にご相談ください。

■相談日時・会場 8月17日（木）午前10時～午後1時、きゅら島交流館2階更衣室（和室）

※正式な依頼に至った段階で、費用が発生します。

■お問い合わせ・お申込み先 教育委員会総務課 ☎0997-72-0113

**募集 ～与路小・中学校留学里親制度～海の子留学、留学生募集！**

- 募集対象 次のとおりとし、与路小・中学校存続推進委員会で協議を行い、面談の上、決定します。  
①町外の小学3年生から中学3年生までの児童生徒 ②地域の環境を理解して就学を希望し、かつ保護者の了解を得ている児童生徒 ③心身ともに健康で学校集団生活を営むことができる児童生徒
- 体験留学 実際に与路小中学校に通い（1日）、ホームステイ先の与路グリーンハウスでの宿泊を体験していただきます。留学を希望する場合は、必ず保護者とともに体験留学に参加していただきます。

■お問い合わせ先 教育委員会総務課学校教育係 ☎0997-72-0113

**催し ざぜんたいけんきょうしつ こにや 座禅体験教室 in 古仁屋**



- 日時・場所 8月5日（土）午後1時30分～午後2時30分  
古仁屋中学校体育館  
8月7日（月）午後1時30分～午後2時30分  
古仁屋小学校体育館

- 対象者 子どもたち、保護者、職員など ※自由参加ですので、多くの方々のご参加をお待ちしています。
- 講師 春野 昇龍（お寺名「不羈庵」）公民館自主グループで座禅教室を開催されています。
- 体験活動に際しての準備 足を組みやすい服装  
持って行くことが可能な方は半折りできる座布団（座るのが楽になります）
- 座禅の効用 集中力が身に付く、考える力が身に付く、落ち着いて行動する など

■お問い合わせ先 各消費生活相談窓口

消費者ホットライン ☎局番なし188 瀬戸内町消費生活相談窓口 ☎0997-72-0640  
鹿児島県消費生活センター ☎099-224-0999 （大島消費生活相談所 ☎0997-52-0999）

**お知らせ 危険！海水浴でフロートが沖に流される**

**事例1** 子どもが動物型のフロートに乗り、きょうだいとそのフロートをつかんで泳いで遊んでいた。徐々に水深が深くなり足がつかなくなったため、きょうだいフロートから手を離れた。その後、フロートが沖合に流され浜に戻れなくなった。（当事者：8歳）

**事例2** 子どもがフロートに乗り、そのそばを保護者が遊泳していたところ、突風で沖に流されて岸に戻れなくなった。（当事者：6歳）

**■ひとことアドバイス**

- ★海で遊ぶときは、保護者は遊具に乗った子どもから目や手を離さないようにしましょう。
- ★水に浮いているものは風の影響を受けやすく、風に押されると予想以上に沖に流されてしまいます。風が強い日は使用を控えましょう。
- ★遊泳可能な海水浴場で使用しましょう。また、フロートのサイズが大きすぎると、乗ったときに水面に足がつかないため、水を漕ぐことができず、自力で岸に戻ることが難しくなります。フロートの対象年齢を確認しましょう。
- ★ライフジャケットを正しく着用させましょう。



■お問い合わせ先 ゆいの島どうぶつ病院瀬戸内病院 ☎0997-73-7100

**お知らせ ゆいの島どうぶつ病院瀬戸内病院 8月の診療日のお知らせ**

- 診療日 1日（火）、8日（火）、15日（火）、22日（火）、29日（火）
- 診療時間 午前9時～正午、午後1時30分～午後6時
- ※予約制 8月9月は健康診断キャンペーン実施！

ゆいの島どうぶつ病院  
瀬戸内病院  
ホームページ



■お問い合わせ先 町民生活課国民年金係 ☎0997-72-1060

## お知らせ 障害年金をご存じですか？

障害の程度や保険料の納付状況など、一定の要件を満たすと、国民年金や厚生年金保険の障害年金を受けることができます。

■**注意事項** 「障害者手帳の障害等級」と「国民年金・厚生年金保険の障害等級」とでは、判断基準が異なるため、**手帳の交付を受けた場合でも障害年金を受けられないことがあります**。また、他の年金との調整等がある場合もあります。

■**受給要件** 障害年金・障害厚生年金を受けるためには、次の3つの要件をすべて満たしていることが必要です。

(1) 初診日に、年金に加入していること。障害の原因となった病気やけがで、初めて医師の診療を受けた日（初診日）に年金に加入している必要があります。※20歳前または、日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で、年金制度に加入していない期間に初診日があるときも含みます。

(2) 一定の障害の状態にあること。障害認定日（原則、初診日から1年6か月を経過した日）または65歳に達するまでに、一定の障害状態にあることが必要です。

(3) 保険料納付要件を満たしていること。初診日の前日に一定期間の保険料納付済（免除）期間があることが必要です。

■**請求手続き** 障害年金を受けるには、本人または家族による年金の請求手続きが必要になります。

■**請求先** 障害基礎年金（国民年金）：役場町民生活課国民年金係

障害厚生年金：奄美大島年金事務所

※ご不明な点は、奄美大島年金事務所にご相談ください。なお、障害年金の一般的なお問い合わせは、『ねんきんダイヤル』もご利用いただけます。☎0570-05-1165

※050から始まる電話でおかけになる場合は、☎03-6700-1165へおかけください。

【受付時間】月曜日：午前8時30分～午後7時まで、火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分まで  
第2土曜日：午前9時30分～午後4時まで

■お問い合わせ先 農業委員会農地農政係 ☎0997-72-1119

## お知らせ 農業者年金に加入しませんか？

■**対象** 60歳未満の国民年金加入者で年間60日以上農業に従事している人

■**保険料の額** 20,000円～67,000円（35歳未満は10,000円）

■**受付場所** 農業委員会農地農政係、JAあまみ大島事業本部瀬戸内支所

### ■農業者の6つの特徴とメリット

- ①農業者なら広く加入できます
- ②少子高齢化に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です
- ③通常加入の場合、保険料の額は自由に決められます
- ④終身年金。80歳前に亡くなられても遺族の方に対しての死亡一時金があります
- ⑤一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助（政策支援加入）があります
- ⑥税制面で大きな優遇措置があります

## お知らせ 農地利用状況調査

町農業委員会では、農地法第30条の規定に基づき毎年1回、町内の農地の利用状況について調査を行うこととしています。今年度も下記のとおり計画していますので、ご協力をお願いします。

### ■時期・方法

8月～10月に、町内を5地区に分けて行う予定です。日時等の詳細は各囃託員へご連絡します。

- ①西方地区 ②東方・山郷地区 ③請島・与路島地区 ④鎮西地区 ⑤実久地区

■**内容** ①遊休農地や違反転用の把握…字図、農地台帳等により確認し、現況について地区の現地調査や聞き取り調査の実施

②その他営農状況の把握…現在の取り組み状況と課題について聞き取り調査を実施

※遊休農地の所有者に対する指導、通知、公告、勧告までの手続きは農業委員会が行います。

## 「古仁屋高等学校給付型奨学金」 奨学生（第1期生）の紹介

町民の皆さま、日頃から古仁屋高校活性化対策に関しまして、ご理解とご協力ありがとうございます。  
令和4年度から新規に設立しました「古仁屋高等学校給付型奨学金」の第1期生4人それぞれが、現在、  
学業に励んでいます。今回は、前回（7月号）に引き続き、奨学生をご紹介します。

- ①住所（県名）・大学・学科名    ②現在学んでいること    ③将来瀬戸内町へ貢献したいこと  
④古仁屋高校へ行って良かったこと    ⑤瀬戸内町の方へ一言

①宮崎県・宮崎公立大学・国際文化学科

②現在は、大学のリベラル・アーツ教育をもとにした、英語学を中心、情報（パソコン）スキル社会学など様々な分野のことを学んでいます。

③現在、瀬戸内町は極度な少子高齢化に悩まされていると思います。大好きな瀬戸内町を活気づけるために、瀬戸内町の伝統的な食文化や綺麗な自然などの特徴を伝えていく必要があると思います。私が、大学で学んでいる異文化間コミュニケーション能力を生かし、日本だけではなく、多くの国や人に瀬戸内町の良さを発信していきたいと思っています。

④古仁屋高校の良さは、生徒の間だけではなく、先生や生徒の間でも良い意味で、距離が近いことかなと思います。先生は生徒一人一人と真摯に向き合い、将来のことや進路について一緒に考えてくれます。絶対、充実した学校生活を送れます！

⑤まず、お母さん、お父さん、家族の皆さん、いつも不器用な自分を色々なことでサポートしてくれてありがとうございます。これからもよろしくお願いします。そして、瀬戸内町の皆さん、自分がこのように充実した生活を送ることができているのは、瀬戸内町の皆さまの優しさのおかげです。将来皆さまに恩返しができるよう精一杯頑張ります。いつも本当にありがとうございます。



ありかわ    あゆた  
**有川    歩汰さん**

### お知らせ **新型コロナワクチン（1・2回目）未接種の方へお知らせ**

コロナワクチン接種を希望される方は、下記予約先までご連絡ください。

医療機関名	瀬戸内町へき地診療所 古仁屋瀬久井西 13-2
接種日時	8月4日（金）・8月25日（金）午後2時～午後4時
接種対象者	12歳以上
費用	無料
ワクチンの種類	ファイザー社（通常、3週間で2回接種）
予約	瀬戸内町へき地診療所 ☎0997-72-3211 ※受付時間は平日午前9時～午後5時



6月の図書館利用状況(開館日数:本館26日・移動図書館16日)  
 【貸出冊数】4,254冊(-119冊) 【利用者数】847人(-9人)

## 一般書の新着



『はるか、ブレーメン』 重松 清/著  
 母に捨てられ、育ての親である祖母も亡くしひとりぼっちになった16歳の少女、遙香。彼女は人生の最後に走馬灯を描く旅をアテンドする仕事を手伝えることになる。そんな折、母から「会いたい」と連絡が来て…。

- 『成瀬は天下を取りに行く』 宮島 未奈/著
- 『あえてよかった』 村上 しいこ/著
- 『供養には意味がある』 一条 真也/著
- 『新しいお菓子の作り方』 江口 和明/著

## 児童書の新着



『パステルショートストーリー!』 国土社/出版  
 実力派の作家たちが自らテーマを決め、自由に描いた短編集。ゾクゾクしたり、ホッコリしたり、ドキドキしたり、モヤモヤしたりといったおはなしを収録しています。休み時間でサクッと楽しく読めるシリーズです♪

- 『たぶの里』 藤岡 拓太郎/さく・え
- 『かささして』 三浦 太郎/さく・え
- 『10代のうちを知っておきたい政治のこと』 越智 敏夫/監修
- 『小説魔入りました!入間くん 1』 西 修/原作

## 郷土館のつばやき!

「みなと祭り」の起源については諸説あるようですが、昭和40年代頃までは、秋に行われる祭りとして「みなと祭り」と呼ばれていたものが、昭和43年(1968年)に「竜宮祭り」と名前を変え、その6年後の昭和49年(1974年)には、また「みなと祭り」に戻っています。その後は夏祭りとして、8月を中心に現在の様な形(相撲、パレード、花火、八月踊り、舟こぎなど)で行われるようになってはいますが、ここ数年はコロナ禍により、中止や規模の縮小を余儀なくされてきました。

今年は、久しぶりに盛大に開催(8月19日・20日)できるのではないかと、関係者一同はりきって



いるようではありますが、台風シーズンでもあるこの時期、お天気だけには気をもむことになりそうです。

## 夏休みにおすすめの本

瀬戸内町立図書館では毎年、夏休みの宿題に役立つ本をいろいろ集めた特別展示しています!自由研究の始め方からまとめ方、調べものにぴったりの本、読書感想文の書き方や今年の課題図書、課題図書以外のおはなしなど、テーマ別に展示していますので、ぜひご活用ください♪

※一部館内閲覧のみの本もございます、ご了承ください。

## イベントのおしらせ

### ★セカンドブックのおはなし会

日時: 8/13(日) 10:30~  
 場所: 図書館1階絵本コーナー  
 3歳からたのしめる絵本や手遊びうたなどいろいろなおはなしを用意しています♪

### ★おはなしのじかん

日時: 8/20(日) 10:30~11:00  
 場所: 図書館1階絵本コーナー  
 楽しいおはなしをいろいろ用意しています♪

### ★図書館友の会

日時: 8/6(日) 14:00~15:00  
 場所: 図書館1階事務室

今月は、本のフィルムコーティングです♪

火曜日~土曜日9:00~18:00 / 日曜日・祝祭日9:00~17:00

月	火	水	木	金	土	日
7/31	8/1 加計呂麻	8/2	8/3	8/4	8/5	8/6 図書館友の会
8/7	8/8 休館日	8/9 大島	8/10 新着	8/11	8/12	8/13 セカンドブックのおはなし会
8/14	8/15 休館日	8/16 加計呂麻	8/17	8/18	8/19	8/20 おはなしのじかん
8/21	8/22 休館日	8/23 大島	8/24 新着	8/25	8/26	8/27
8/28	8/29 休館日	8/30 加計呂麻	8/31	9/1	9/2	9/3

移動図書館や図書館のイベントは、今後の状況次第では中止になる場合があります。ご了承ください。



# めばえ

今月の担当  
ひかり幼稚園  
園長の  
赤岩 道春です。  
よろしくお願いいたします。



## 「啐啄同時(そったくどうじ)」

みなさんは、「啐啄同時(そったくどうじ)」という言葉をご存じですか。この言葉は、禅の書『碧巖録(へきがんろく)』にある語で、師と弟子・親と子のあるべき基本姿勢を示唆している言葉だそうです。「そつ」は、ひなが内側からたまごの殻(から)をつつこと。「たく」は、親鳥が外側から殻をつつことを言うそうです。

ひなは、自分のくちばしで、たまごの殻をつつき、生まれてきます。少しずつ時間をかけて、自分で自分の殻を割っていきます。親鳥は、子どものペースに合わせて、外から殻をつついてやります。

ひながまだ殻をつつこうとしていないのに、親鳥が先につついて、殻を破ってしまえば、ひなは、生まれることができません。ひなと親鳥のタイミングが合うと、ひながスムーズにたまごから出てこられるという意味だそうです。「早すぎてもいけない」「遅すぎてもいけない」その親子のタイミング…。

つまり、子どもが「出よう」としている時を見計らって、親がサポートする。そのタイミングが大事だということです。

子どもは一人一人違います。その子の「ペース」に合わせて、親も関わる必要があると思います。子どもが自分でやろうとしているのを待ちきれず、先回りして親がついつい手助けしてしまえば、子どもの自主性が育たなくなってしまう。

子どもが、本当に「助けてほしい」「手伝ってほしい」「見てほしい」と思うその時を、いかに見逃さずにキャッチしてサポートするか。それは、子どもが「幼児」であろうが「中学生」であろうが、同じだと思います。

子どもは本来、「自分で伸びていく力」を持っています。関わり方で、その力を伸ばすこともできるし、つぶしてしまうこともあると思います。



私たち大人は、焦らずに、大らかに子どもを見守ることを、心に留めておきたいものですね。

9月のご案内

古仁屋小学校です。



～おわび～

先月(7月号)の執筆を  
してくださった方のお名  
前の表記が間違ってお  
りました。「新山 麻夢」さ  
んです。お詫びして訂正  
いたします。m( )m



教育委員会社会教育課  
生涯学習係 担当:岩永